

# 10月からの“インボイス保存”のポイント

## ●適正なインボイス保存のためには？

10月から適正なインボイスを保存しないと仕入税額控除ができなくなるため、受領した請求書などがインボイスにあたるかどうかの確認が必要に！

チェックポイントは、登録番号の記載があるか、正しい番号かどうか、その他の様式など。問題があればインボイスの修正を依頼する必要もあります。あらかじめ社内ルールを決めておくのもいいでしょう。

### ■社内運用ルールの例

- 登録番号の記載があればOK
- 金額基準を設ける：

【例】消費税1万円以上は登録番号を国税庁DBで照合、1万円未満は登録番号の記載があればOK

- 取引ひん度の高い取引先：システムで登録番号を保存しておき、それと合致していればOK
- 国税庁のDBと全ての登録番号を自動照合する



### ■登録番号のチェック方法

登録番号が正しい番号かどうかは、“国税庁の適格請求書発行事業者公表サイト”でチェックできます。登録番号は全件ダウンロードしておくこともできるので、あらかじめ取引先が発行事業者に登録済みかどうか確認できます。

システムによってはAPI連携で番号データを取り込み、請求書記載の番号と自動チェックするものもあるようです。



## ●保存免除取引は、帳簿記載が必須！

次の場合は、特例でインボイスを保存せずに仕入税額控除できます。

- 基準期間の課税売上高1億円以下の事業者：  
**6年間限定**で税込1万円未満のインボイス保存を免除
- 全事業者共通で免除となるケース（下表）

全事業者共通	所在地の記帳
3万円未満の鉄道、バス、船舶に限定（航空券、タクシー代等は必要）	不要
3万円未満の自動販売機での購入、JICA、銀行ATMの手数料等	必要
入場券等が回収されるもの	必要
従業員の旅費、宿泊費、日当、通勤手当（経費精算書の保存が必要）	不要

特例で仕入税額控除する場合、帳簿に「支払相手の名称、日付、内容、金額」のほか、「特例により帳簿保存で課税仕入を計上した旨」の記帳も必要です。また、自動販売機や遊園地の入場券などは“所在地”も記帳する必要があることを、お忘れなく！

## <インボイス保存義務があるのは？>

消費税の計算方法	保存義務
原則課税	あり
簡易課税/2割特例	なし※

※法人税法上の“書類保存義務”はあるので、帳簿に記載した内容の根拠として領収書や請求書などの保存は必要です。

## インボイスに必要な6項目

(株)〇〇御中 ⑥ 請求書

② ××年11月分

11/1	牛肉 ※	5,400円
11/2	小麦粉 ※	2,160円
⋮		
11/30	ビール	6,600円
※ 軽減税率対象 ③		合計 87,200円
(10%対象 40,000円)		うち消費税 7,200円
(8%対象 40,000円) ⑤		消費税 4,000円
		消費税 3,200円
④		△△(株)
①		登録番号 T1234567890123

- ①インボイス発行事業者の氏名・名称と登録番号、
- ②取引年月日、③取引内容、
- ④税率ごとの対価の額と適用税率、⑤消費税額等、
- ⑥発行相手の氏名・名称（ただし小売、飲食店、タクシーなど不特定多数と取引する事業は省略可）

## ●家主からは通知書をもらっておこう！

事務所家賃などの仕入税額控除にも、インボイスが必要。請求書が発行されない定額家賃の場合は、●登録番号、●適用税率、●消費税額など、賃貸借契約書に記載がない事項を記載した通知書が発行してもらえばOK！メール通知でも問題ありません。

- ①賃貸借契約書、
  - ②通知書、
  - ③振込票や通帳
- がそろえば、インボイスとして認められます。



## ●クレジットカードの領収書紛失にご注意！

現在は、カード決済した領収書やレシートを紛失しても、税込3万円未満なら特例で仕入税額控除できますが、10月からはその特例もなくなります。

レシートをなくしたら再発行してもらおうか、最悪は仕入税額控除をせずに（＝不課税で）、必要経費に計上することになりますので、ご注意ください。

